

文書名	必須文書の種類 関連する一連の文書	説明	保存場所	
			医療機関 (注2)	治験依頼者 による治験 する者による治験 自ら治験を 実施する者 自ら治験を 実施する者 医療機関 (注3)
予定より早い治験薬割付けコードの開封記録 [第46条]	2.9 予定より早い治験薬割付けコードの開封記録 [第46条]	予定より早い段階での開封を行った場合、治験責任医師がその理由とともに記録した文書。	○ (写)	○ (写) ○
記名捺印又は署名ずみ症例報告書 [第47条]	2.10 記名捺印又は署名ずみ症例報告書 [第47条]	治験責任医師又は治験分担医師が作成し、治験責任医師が内容に問題がないことを確認した症例報告書。	○ (写)	○ (写) ○
2.13 原資料との矛盾を説明した記録 [第47条]	2.13 原資料との矛盾を説明した記録 [第47条]	症例報告書中のデータが原資料と何らかの矛盾がある場合、治験責任医師がその理由を説明した記録。本記録の内容は2.10 症例報告書に記載することができる。	○ (写)	○ (写) ○
2.15 症例報告書の変更及び修正記録 [第47条]	2.15 症例報告書の変更及び修正記録 [第47条]	症例報告書の変更及び修正に関する記録。本記録の内容は2.10 症例報告書に記載することができる。	○ (写)	○ (写) ○
被験者識別コード及び被験者登録名簿 [第47条]	2.11 被験者識別コードのリスト [第47条] 3.16 治験を終了又は中止・中断した被験者識別コードのリスト [第47条]	治験責任医師が被験者の識別に用いた被験者識別コードのリスト。 追跡調査が必要な時、治験に組み入れられた全ての被験者を特定できるようにリスト。	○	○ (写) ○
被験者登録名簿 [第47条]	2.37 被験者登録名簿	被験者組み入れに際し経時に番号を付したことを示す文書。	○	○
被験者スクリーニング名簿 シグ名簿 [第47条]	2.36 被験者のスクリーニング名簿 [第47条]	治験開始にあたって、スクリーニングに組み入れられた症例を確認する文書。	○	○ (必要に応じ) ○ (必要に応じ)
原資料 [第47条]	2.12 原資料 [第47条]	症例報告書等の元となる文書、データ及びその他 の記録。	○	○
署名・印影一覧表 [第47条]	2.14 署名・印影一覧表 [第47条]	症例報告書の作成、変更、修正を行った治験責任医師、治験分担医師及び必要に応じ治験協力者の署名と印影を示した文書。	○ (写)	○ (写) ○

必須文書の種類	文書名	関連する一連の文書	説明		保存場所
			医療機関 (注2)	治験依頼者 による治験	
治験の現況の概要に関する文書 〔第48条〕	治験責任医師からの有害事象報告 〔第48条〕	2.16 治験の現況の概要に関する文書 〔第48条〕	治験審査委員会の継続審査を受けるために、治験責任医師が治験の現況の概要を年に1回又はそれ以上の頻度で作成する文書。	○	○ 医療機関 (注3) 自ら治験を実施する者
治験の現況の概要に関する文書 〔第48条〕	2.18 治験責任医師からの有害事象報告 〔第48条〕	2.18 治験責任医師からの方へ 1) 治験依頼者又は治験薬提供者への 重篤な有害事象 〔第48条〕 2) 医療機関の長への重篤な有害事象 〔第48条〕 3) 治験依頼者又は治験薬提供者への 重要な有害事象 〔第48条〕	全ての重篤な有害事象に関する治験依頼者又は治験薬提供者への報告。 全ての重篤な有害事象に關する医療機関の長へ の報告(重篤で予測できない副作用の特定が必要)。 治験実施計画書で安全性評価に重要と規定された有 害事象に關する治験依頼者又は治験薬提供者への 報告。	○ (写) ○ (写) ○ (写)	○ ○ (写)
記名捺印又は署名 〔第50条、第51条、第52条 を含む〕	2.19 記名捺印又は署名 〔第50条、第51条、第52条 を含む〕	2.19 記名捺印又は署名 〔第50条、第51条、第52条〕	被験者が治験への参加について文書で同意したこと を示す文書。改訂された同意文書及びその他の説明 文書を用いて被験者(代諾者)に改めて説明し、 治験への継続参加について文書による同意を得た場合 も含む。	○	○
記名捺印又は署名 〔第50条、第51条、 第52条、第54条、 第55条〕	2.21 記名捺印又は署名 〔改訂版〕	2.21 記名捺印又は署名 〔改訂版〕	改訂された同意文書及びその他の説明文書を用 いて被験者(代諾者)に改めて説明し、治験への 継続参加について文書による同意を得たことを 示す文書。	○	○
代諾者と被験者の関係を示す記 録 〔第50条〕	2.23 代諾者と被験者の関係を示す記 録	2.23 代諾者と被験者の関係を示す記 録	代諾者から同意を得た場合、代諾者と被験者の関 係を示す記録。本記録の内容は2.19、2.21記名捺 印又は署名のみ同意文書に、関係を示す記載欄を 設けて記載することができる。	○	○

必須文書の種類		説明		保存場所	
文書名	関連する一連の文書	医療機関 (注2)	治験依頼者	医療機関 (注3)	自ら治験を実施する者
2. 24 被験者又は代諾者の、事後の記名捺印又は署名同意文書 [第55条]	緊急状況下における救命的治験で、被験者及び代諾者から事前の同意を得ることが不可能である場合、事後に被験者又は代諾者から治験への継続参加について文書で同意を得たことを示す文書。	○	○	○	○
2. 25 立会人の記名捺印又は署名捺印 [第52条]	被験者又は代諾者が同意文書及びその他の説明文書を読みこなすことができない場合、公正な立会人が同意文書に記名捺印又は署名した文書。	○	○	○	○
記名捺印又は署名捺印又は署名同意文書 [第53条]	記名捺印又は署名捺印又は署名同意文書の写し及びその他の説明文書を被験者(代諾者)に渡した記録(訂された場合を含む)。本記録の内容は診療録、又は同意書に受取欄を設けていればこれに記載することができる。	○	○	○	○
2. 20 記名捺印又は署名捺印等を被験者に渡した記録 [第53条]	○	○	○	○	○
2. 22 治験への継続参加に関する被験者(代諾者)の意思確認記録 [第54条]	治験への継続参加に影響を与える可能性のある情報が得られた場合、当該情報を受けた被験者(代諾者)に伝え、継続参加について被験者(代諾者)の意思を確認した記録。本記録の内容は診療録に記載することができる。	○	○	○	○
2. 27 治験依頼者の治験薬交付及び取扱い記録 [第16条、第26条の2]	治験依頼者が治験薬を適正に出荷、受領、処分、返却及び廃棄した記録又は、自ら治験を実施する者の治験薬の入手の記録。	○	○	○	○
3. 7 治験依頼者又は自ら治験を実施する者の治験薬取扱い記録 [第16条、第26条の2]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験薬を適正に処分、返却及び廃棄した記録。	○	○	○	○

必須文書適用検討一覧：
〔第3部〕治験の終了又は中止・中断後 (注1)

必須文書の種類	文書名	説 明	保存場所		
			医療機関 (注2)	治 験 依 賴 者	治 験 依 賴 者 による治験 に認める治験 する者による治験 医療機関 (注3) 自ら治験を 実施する者
治験の中止・中断又は被験薬の開発中止の通知文書 〔第24条、第26条の10、第40条〕	関連する一連の文書	治験依頼者が治験を中止・中断又は当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料を承認申請書に添付しないことを決定した場合、又は自ら治験を実施する者が治験を中止・中断あるいは当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承認申請書に添付されないことを知り得た場合。			
		1) 治験依頼者又は自ら治験を実施する者から医療機関の長宛 〔第24条、第26条の10〕	○	○ (写)	○ (写)
		2) 医療機関の長から治験責任医師及び治験審査委員会宛 〔第40条〕	○		○
治験の中止又は中断の報告書 〔第40条、第49条〕	3.2 治験の中止又は中断の報告書 1) 治験責任医師から医療機関の長宛 〔第49条〕 2) 医療機関の長から治験依頼者及び治験審査委員会宛 〔第40条〕	治験責任医師が治験を中止又は中断した場合、治験責任医師が医療機関の長にその旨を詳細に説明した文書。 医療機関の長が治験依頼者及び治験審査委員会にその旨を詳細に説明した文書。	○	○	○
治験責任医師からの治験の終了報告文書 〔第40条、第49条〕	3.3 治験責任医師からの治験の終了報告文書 〔第40条、第49条〕	治験責任医師が医療機関の長に治験の終了と治験結果の概要を報告した文書。	○		○
医療機関の長からの治験の終了通知文書 〔第40条〕	3.4 医療機関の長からの治験の終了通知文書 〔第40条〕	医療機関の長が治験審査委員会及び治験依頼者に治験結果の概要とともに治験の終了を通知した文書。	○	○	○

必須文書の種類	説明	保存場所			
		医療機関 (注2)	治験依頼者 (写)	治験による治験 する者による治験	自ら治験を実施する者による治験 (注3)
文書名 必須文書の保存期間終了通知書 [第41条]	3.9 製造（輸入）承認の通知文書 関連する一連の文書	治験依頼者が、当該被験薬に係わる製造（輸入）承認を得た場合に、その旨を医療機関の長に通知した文書。自ら治験を実施する者に係わる治験による治験を承認する者が当該被験薬に係わる製造（輸入）承認を得たことを知り得た場合に、必 須文書の保存期間終了通知書に本文書の内容を記載することができる。	○	○ (写)	○ (写)
3.15 必須文書の保存期間終了通知書 [第41条]	医療機関の長又は治験審査委員会の設置者が保存中の必須文書について、保存する必要がなくなる場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者の設置者に通知した文書。	○	○ (写)	○ (写)	○ (写)
3.10 治験の総括報告書 [第25条、第26条の11]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が本基準等に従つて作成し、規制当局の求めに応じて提出する文書。	○			○
監査記録 [第23条、第26条の9]	監査担当者が監査で発見した事項を記録した文書。	○			○
監査報告書 [第23条、第26条の9]	監査担当者が監査の記録に基づき監査報告書を作成し、治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文書。	○	○	○	○
監査証明書 [第23条、第26条の9]	監査担当者が、監査を行つた治験について監査証明書を作成し、治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文書。	○	○	○	○
治験終了届書（控） [規則第66条4]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験終了届書を提出したことを示す文書。	○			○

必須文書の種類		説 明		保存場所	
文書名	関連する一連の文書	治験依頼者による治験 医療機関(注2)	治験依頼者 医療機関(注2)	自ら治験を実施する者による治験 医療機関(注3)	自ら治験をする者 医療機関(注3)
治験中止届書（控） 〔規則第66条4〕	3.18 治験中止届書（控） 〔規則第66条4〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験中止届書を提出したことを示す文書。	○	○	○
開発中止届書（控）	3.19 開発中止届書（控）	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に被験薬の開発中止届書を提出したことを示す文書。	○	○	○